

誓 約 書

1. 月会費

- ① 月会費は毎月、前月 27 日に銀行自動振り替えにより支払うこと。
万一、残高不足などの理由により前月 27 日に銀行自動振り替えによる支払ができなかった場合は、指定銀行口座に指定期日までに振り込む、または道場にて直接支払う(手数料 330 円)こと。

銀行振込口座	東京三菱UFJ銀行	たまプラーザ支店	普通	1893853
口座名義	㈱エムティーアールコーポレーション			

- ② 月会費は各クラス、自主稽古への参加・不参加に関係なくお支払いいただきます。
- 毎年、毎年度毎に会費額の更新を行います。学生の方は更新届出期間内に所定の「新年度会費額更新届」に学生書のコピーを添えて提出すること
 - 納入された入会金、会費はいかなる場合も返還いたしません。

2. 退会

- ① 自主的に退会を希望する場合は退会希望月の 5 日までに所定の「退会届」を提出し、未納会費がある場合には即時納入すること。
- 6 日以降の届出の場合は、翌月退会となります。
 - 電話による退会受付は一切いたしませんので、必ず各道場で退会の手続きを行ってください。
 - 総本部会員登録 (IKO ポータル) の退会手続きはご自身で行ってください。手続きを行わない場合は年会費は継続して引き落とされます。

② 退会処分

- 2 か月分の会費を滞納した場合。
※滞納会費分の請求は全額納入されるまで行われ、再三の請求にも関わらずお支払頂けない場合は、法的手続きがとられることをご了承下さい。
- 指導員の指示に従わない。周囲に著しく迷惑な言動をとったなどの場合。
- 道場内の設備、備品、練習器具などを故意的に破損・損傷を与えた場合。
- 周囲に影響を及ぼす傷病患者であることが判明した場合。
※通院中や医師にカウンセリングを受けている場合は、必ず指導員に申し出てください。
- 城西世田谷東支部、ならびに極真会館の名誉を著しく傷つけたと判断された場合。

3. その他

- ① 会員は入会時、および毎年度毎に所定の「誓約書」、「健康申告書」を提出すること。
- ② 活動にあたり、所定の「極真会館メディカルサポート」に加入すること。
※未加入の場合には審査、試合、スパーリング (それに準ずる稽古) 等には参加できませんのでご承知ください。
「メディカルサポート」への加入は IKO ポータル加入後になりますので、その点をご了承の上、活動中の事故・けが等には十分気をつけてください。
- ③ 指導員の指示に従い、所定の防具を着用し、休憩を取るなど自己で体調管理し安全に稽古を行うこと。

私 _____ は自己の健康管理に留意するとともに「極真会館メディカルサポート」加入し、活動中に起きた事故・けが等については、城西世田谷東支部、極真会館、および指導員に対し一切の補償を請求しません。また、個人の希望によるメディカルサポート未加入期間の事故やケガについても同様とします。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

_____ 会員番号 _____ 氏 名 _____ 印

_____ 保護者 _____ 印

※高校生以下の会員の場合は、保護者の承諾が必要です。